

火災保険等の商品改定のご案内

セコム損保では、補償内容・割引制度の充実及びリスク実態や補償内容の改定に応じた保険料の見直しを図り、2015年10月1日以降保険始期契約より火災保険等の商品改定を行います。

なお、満期を迎えるご契約の保険料が引き上げとなるご契約者様に関しましては、お客さまのご予算に合わせたプランのご提案をさせていただきますので、取扱代理店・セコム損保営業店にお気軽にご相談ください。

商品改定の概要は下記のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店・セコム損保営業店にお問い合わせください。

改定対象となる保険商品

- ① 家庭総合保険（セコム安心マイホーム保険）
- ② 地震保険
- ③ 住宅総合保険
- ④ 住宅火災保険
- ⑤ 店舗総合保険
- ⑥ 普通火災保険（一般物件用）／（工場物件用）／（倉庫物件用）
- ⑦ 店舗休業保険
- ⑧ 企業費用・利益総合保険
- ⑨ 満期戻総合保険（あんしんニューダブル）

セコム安心マイホーム保険の主な改定概要

（1）基本補償の拡充

● 保険金のお支払条件等の拡充

補償の種類	改定前	改定後
セキュリティグレードアップ費用	【お支払いする保険金の上限額】 1事故1敷地内につき 20万円 が限度	【お支払いする保険金の上限額】 1事故1敷地内につき 50万円 が限度
残存物取片づけ費用	【保険金をお支払いする場合】 盗難事故は 対象外	【保険金をお支払いする場合】 盗難事故も 対象
バルコニー等修理費用	(新設)	保険の対象がマンション戸室の場合に、バルコニー等の専用使用権付共用部分の事故による損害について、その修理費用に対し、30万円を限度にお支払いします。
水災補償	【保険金をお支払いする場合】 ア. 保険価額の30%以上の損害 イ. ア. に該当しない場合、床上浸水	【保険金をお支払いする場合】 ア. 保険価額の30%以上の損害 イ. ア. に該当しない場合、床上浸水 または地盤面より45cmを超える浸水

●門・塀・垣等以外の屋外設備・装置等の自動補償

敷地内構築物修復費用補償特約によって、補償（基本補償では補償対象外）していた屋外設備・装置等（外灯、郵便ポスト、電柱、物干、遊具、井戸、灯籠等）を基本補償の保険の対象の範囲に含め、自動補償としました。

（２）オプション補償（特約）の改定

多様なニーズに沿った補償を提供するため、各種特約の新設・改定を行いました。また、特約ラインナップの整理を行い、引受方法の変更や販売停止を行いました。販売停止となる特約につきましては、従来と同じ内容でのご契約ができなくなるケースがありますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

（３）保険料の改定

近年、自然災害や住宅の老朽化等を原因とする水濡れ損害による保険金のお支払いが増加していることから、損害保険料率算出機構が算出する火災保険参考純率※が見直されました。（平均で約3.5%の引上げ。構造や所在地によって引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。）これに併せて、リスク実態や補償内容の改定に応じた保険料の見直しを行いました。（基本補償と一部のオプション補償の保険料を改定しています。）

※保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

（４）割引の新設・改定

●建物築浅割引の新設

保険始期日時点での建物の築年数が10年未満の場合に、建物の保険料が割引となります。

●既存の割引の改定

保険料改定に伴う割引率の改定を行いました。また、「耐火性能割引」を廃止しました。

（５）保険期間

●保険期間の上限の改定

長期契約の保険期間の上限を10年までとしました。これに伴って、5年までとしていた家財契約の保険期間を10年まで可能としました。

上記以外の詳細につきましては、「[セコム安心マイホーム保険\(家庭総合保険\) 商品改定のご案内](#)」をご覧ください。

また、その他の商品の改定内容につきましては、取扱代理店・セコム損保営業店にお問い合わせください。